

令和 7 年第 2 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 1 号

おいらせ町議会 令和7年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第2回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和7年6月5日（木）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年6月5日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和7年6月5日 午前10時37分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	14名			
欠 席 議 員	7 番	澤 上 訓	9 番	田 中 正 一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	佐 藤 啓 二
	健 康 保 険 課 長	鈴 木 政 康	子 育 て 支 援 課 長	小 向 正 樹
	介 護 福 祉 課 長	松 山 公 士	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀
	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社会教育・体育課長	三 村 俊 介	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監査委員事務局長	小 向 正 志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	小 向 正 志	事 務 局 次 長	中 里 浩
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 5 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）		
	2 報告第 6 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について）		
	3 報告第 7 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）		
	4 報告第 8 号	専決処分の報告について（町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	5 承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について）		
	6 報告第 9 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について		
	7 報告第 10 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	8 報告第 11 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について		
	9 諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	10 議案第 43 号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて		
	11 議案第 44 号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		
	12 議案第 45 号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
	13 議案第 46 号	おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	14 議案第 47 号	神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について		
	15 議案第 48 号	下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について		
	16 議案第 49 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 号）について		
	17 議案第 50 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について		
	18 議案第 51 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について		
	19 議案第 52 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について		
	20 議案第 53 号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について		
	21 議案第 54 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 2 号）について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1 議会選出一部事務組合議会議員による報告			
	2 発委第 2 号	おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則について		
	3 議員派遣の件について			

	4 委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、産業民生常任委員会）	
開 議	午前１０時００分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。	
	3 番 小笠原 伸 也 議員	
	4 番 沢 尾 宏 之 議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (小向正志君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１４人です。定足数に達しておりますので、これより令和７年第２回おいらせ町議会定例会を開会いたします。 （開会時刻 午前１０時００分）
開議宣告	松林議長	直ちに本日の会議を開きます。 なお、９番、田中正一議員、７番、澤上訓議員は欠席であります。
議事日程報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会議録署名議員の指名	松林議長	日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、３番、小笠原伸也議員及び４番、

会期議題	松林議長	沢尾宏之議員を指名いたします。 日程第２、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いいたします。 議会運営委員長。
委員長報告	川口議会運営委員長	議会運営委員会委員長報告をいたします。 去る５月７日告示、本日招集されました令和７年第２回おいらせ町議会定例会の会期等について、先般５月３０日午前１０時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日６月５日から６月１１日までの７日間とすることに決定いたしました。 本日５日、木曜日は議案等の一括上程、６日から８日までは議案熟考のための休会、９日、月曜日は一般質問、１０日、火曜日は議案審議、１１日、水曜日は、引き続き議案審議となります。 以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会のご賛同くださいますようお願い申し上げます。
	松林議長	議会運営委員長の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日６月５日から６月１１日までの７日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は、本日６月５日から６月１１日までの７日間とすることに決しました。
諸般の報告	松林議長	日程第３、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しております。ご了承願います。 一言、付け加えたいと思います。２年前に青森県の議長会の会長

		3,249万5,000円、5款の繰越金は1,000円、6款の諸収入は6,108万1,000円となり、7款の組合費は10億7,210万円で、歳入総額は84億4,600万円となっております。 おいらせ町は、分担金及び負担金として、総務費負担金164万4,000円、民生費負担金として593万8,000円、消防費負担金として3億3,384万4,000円、公債費負担金として、2,584万2,000円となり、総額3億6,727万円の負担をしております。 それから、歳出予算について説明をいたします。 1款の議会費が1,165万3,000円、2款の総務費が9,080万8,000円、3款の民生費が9,341万2,000円、4款の衛生費が28億9,500万円、5款の消防費が47億6,325万6,000円、6款の公債費が6億7,082万1,000円、7款の予備費が100万円で、歳出総額84億4,600万円となっております。 以上で報告いたします。
	松林議長	平野敏彦議員の報告が終わりました。ありがとうございます。 なお、十和田地域広域事務組合議会議員である澤上訓議員が本日欠席のため、11日、水曜日に報告いたします。
	松林議長	次に、上北地方教育・福祉事務組合議会議員の西館芳信議員にお願いいたします。 演壇にて、報告をお願いします。 西館芳信議員。
	14番 (西館芳信君)	それでは、上北地方教育・福祉事務組合の報告をいたします。 組織の概要だとか、それから予算規模については前回も報告しておりますので、今回は、今まで招集された前回報告以後、3回の議会での案件の主なものを報告したいと思います。 まず、第1回目が令和6年10月29日。これは令和6年の第2回定例会ということで、主なものは、事務組合の中の教育委員会教育長の再任ということで、十和田市の教育長であります丸井英子氏が再任されました。 また、同じく教育委員では、東北町の長尾誠治氏が、この方も教

	育長ですが、事務組合の中の教育長ということで、この人も再任されました。 それから、令和５年度の一般会計、歳入歳出決算の認定がございまして、こちらは歳入が７億２，０８６万２，４５８円、それから歳出６億９，９８０万５，５３６円ということで、差引残高が２，１０５万６，９２２円となりましたが、これは次年度繰越ということになっております。 それから、最後に一般会計補正予算がありまして、これは備品等の更新のために、２，００９万円が計上されたという内容になっております。 それから、第２回目は令和７年２月１４日ということで、これは令和７年の第１回定例会ということで、主なものは一般会計補正予算。これが３，２７１万３，０００円の追加ということで、県からの支出金の増加を民生費に充てたものということです。 それから、一般会計の予算案、歳入歳出７億３，１９４万５，０００円を承認したということになりました。 そして、直近の選挙で再選当選しました石橋横浜町長、櫻田十和田市長が理事就任の報告ということで挨拶がありました。 それから、３度目の招集は令和７年５月２２日。これは令和７年の第１回臨時会ということで、４月１３日に再選された東北町町長の長久保町長、それから理事長再任の挨拶をしまして、議案に関しましては、私どもの議会と同じように、３月に上程された県の人事委員会勧告に準じた職員の給与に関する条例の一部の改正と、それから、懲役及び禁錮刑が拘禁刑に単一化された刑法改正に伴う関係条例の改正整備がなされたということです。 組合としては、中長期的な課題で取り組まなければならないものとしまして、どこも同じなのですが、物価高騰に伴う運営費の増大ということがありまして、これを前提に、良好な行政サービスをこうして継続・確保してきたということ。それから２番目としましては、施設設備・機械機器の老朽化ということで、これは皆さんご存じの小川原湖青年の家など、運営している施設ですが、おしなべて老朽化が激しいということで、これからそういうことにも対処していかなければならないということも、この期間中にみんなで申し合わせた、認識し合ったということでございます。 以上、報告といたします。
--	---

常任委員の選 任	松林議長	西館芳信議員の報告が終わりました。 ありがとうございました。 以上で、議会選出一部事務組合議会議員による報告を終わります。
	松林議長	日程第４、常任委員の選任を行います。 お諮りします。 常任委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第７条第４項の規定によって、別紙配付の名簿のとおり指名します。 これにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、常任委員は別紙配付の名簿のとおり選任することに決定しました。
	松林議長	日程第５、議会運営委員の選任を行います。 お諮りします。 議会運営委員の選任については、おいらせ町議会委員会条例第７条第４項の規定によって、別紙配付の名簿のとおり指名します。 これにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
議案の上程	松林議長	異議なしと認めます。 よって、議会運営委員は別紙配付の名簿のとおり選任することに決定しました。 なお、本日、散会後に各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、正副委員長の内選を行い、その結果報告をお願いいたします。
	松林議長	日程第６、議案等の一括上程について。 報告第５号から報告第８号、承認第７号、報告第９号から報告第１１号、諮問第２号、議案第４３号から議案第５２号まで、以上１９件を一括上程いたします。 初めに、町長から提案理由の説明を求めます。 町長、演壇にてお願いいたします。

提案理由の説明	町長 (成田 隆君)	町長。 おはようございます。議員各位には、何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、先ほど議長の報告にもありましたが、県町村議会議長会会長として、2年間の任務、本当にお疲れさまでございます。議長の活躍によりまして、よりおいらせ町の名が県内に高まったのかなということで感謝を申し上げます。ありがとうございました。後ろにいますので、前を向いてご挨拶申し上げます。 それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。 初めに、報告第5号、木ノ下中学校講堂改築工事建築請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。 本件は、令和6年第3回おいらせ町議会定例会におきまして議決をいただき、株式会社柏崎組を相手先として締結した、木ノ下中学校講堂改築工事建築請負契約の変更契約について、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第3号イの規定に基づき、去る5月22日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。 その内容であります、建築資材運搬中の交通事故により、建築資材の再調達が必要となり工事に遅れが生じたことに伴いまして、工期内の完成が難しくなったため、工期を延長し、変更後の工期を本年10月31日までとしたものであります。 次に、報告第6号、木ノ下中学校講堂改築工事電気設備請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。 本件は、令和6年第3回おいらせ町議会定例会において議決をいただき、有限会社アイテックを相手先として締結した、木ノ下中学校講堂改築工事電気設備請負契約の変更契約について、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第3号のイの規定に基づき、去る5月22日付で専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものであります。 その内容であります、建築工事の遅れに伴い、建築工事と同様
----------------	-----------------------	--

	に工期を延長し、変更後の工期を本年１０月３１日までとするものであります。 次に、報告第７号、木ノ下中学校講堂改築工事機械設備請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。 本件は、令和６年第３回おいらせ町議会定例会において議決をいただき、株式会社成田総合設備を相手先として締結した、木ノ下中学校講堂改築工事機械設備請負契約の変更契約について、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第３号イの規定に基づき、去る５月２２日付で専決処分を行ったので、同条第２項の規定により報告するものであります。 その内容であります、建築工事の遅れに伴い、建築工事と同様に工期を延長し、変更後の工期を本年１０月３１日までとしたものであります。 次に、報告第８号、町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結に係る専決処分の報告について、ご説明申し上げます。 本件は、令和６年第２回おいらせ町議会臨時会において議決をいただき、株式会社パル電装技研を相手先として締結した町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約について、地方自治法第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第３号アの規定に基づき、去る５月２２日付で専決処分を行ったので、同条第２項の規定により報告するものであります。 その内容であります、現地精査による照明器具の個数変更などに伴い、工事額が減額となったため、契約金額を１６６万１，０００円減額し、変更後の契約金額を１億３３８万９，０００円としたものであります。 次に、承認第７号、令和７年度おいらせ町病院事業会計補正予算第１号の専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。 本件は、収益的収入及び支出の既決予定額に９９０万円を追加し、予定額を１１億４，５１７万２，０００円としたもので、去る５月９日付で専決処分を行ったものであります。 その内容につきましては、歳出では、Ｘ線ＣＴ装置の修繕費を追
--	--

	加し、歳入では、入院収益を増額したものであります。 次に、報告第9号、令和6年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について、ご説明申し上げます。 本件は、継続費を設定しておりました新庁舎建設測量・調査・設計事業など2件の事業について、令和6年度から令和7年度に通次繰越する額が確定したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告するものであります。 次に、報告第10号、令和6年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。 本件は、令和6年度繰越明許費を設定した生活支援商品券支給事業など9件の事業について、令和7年度への繰越額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。 次に、報告第11号、令和6年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。 本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和6年度の建設または改良に要する経費の一部を令和7年度に繰り越したため、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。 次に、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。 本案は、本年3月31日をもって人権擁護委員和田貴美子氏が退任されたことに伴い、後任の委員に佐藤修氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。 次に、議案第43号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。 本案は、現在の教育委員会教育長である松林義一氏が本年6月22日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 次に、議案第44号、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、青森県の取扱いに準じ、育児を行う職員の時間外勤務の制限について所要の改正を行うため、提
--	---

	案するものであります。 次に、議案第４５号、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、青森県の取扱いに準じ、育児を行う職員の部分休業について、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第４６号、おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。 次に、議案第４７号、神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。 本案は、橋梁点検結果に基づき、昨年度に引き続いて阿光坊地区から本村地区に架かる神明橋の補修工事を行うもので、去る５月２１日に、株式会社柏崎組ほか９者により、指名競争入札を執行したところ、１億２，２３２万円で、株式会社柏崎組が落札者として決定したので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。 次に、議案第４８号、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。 本案は、下田公園野球場の土の補充及び敷きならし、１塁側及び３塁側の観覧席の防水工事、外野フェールラインの人工芝敷設等を行うもので、去る５月２１日に、株式会社柏崎組ほか９者により、条件付き一般競争入札を執行したところ、９，３２８万円で株式会社種市建業が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。 次に、議案第４９号、令和７年度おいらせ町一般会計補正予算第１号について、ご説明を申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に８，５８８万４，０００円を追加し、１２４億８８万４，０００円とするものであります。
--	---

	松林議長	主な内容は、歳出では、川口保育園整備費補助金を増額するほか、職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上するものであります。 一方、歳入では、歳出予算との関連により、国庫支出金を増額するほか、財源調整として財政調整基金繰入金を増額するものであります。 第2表、地方債補正は、2件の限度額を変更するものであります。 次に、議案第50号、令和7年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、196万2,000円を減額し、23億9,891万8,000円とするものであります。 主な内容は、職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上するものであります。 次に、議案第51号、令和7年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。 本案は既定の歳入歳出予算の総額に445万2,000円を追加し、24億3,420万8,000円とするものであります。 主な内容は、職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上するものであります。 次に、議案第52号、令和7年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明を申し上げます。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額から288万8,000円を減額し、3億878万9,000円とするものであります。 主な内容は、職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上するものであります。 以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。 町長の提案理由の説明が終わりました。 次に、発委第2号の1件を上程いたします。 議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いいたします。 議会運営委員長。
--	------	---

日程終了の告知 次回日程の報告 散会宣告	川口議会運営委員長	発委第2号、おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明申し上げます。 本案は、標準町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、傍聴の定員や手続、傍聴人の守るべき事項について、所要の改正を行うため、提案するものでございます。 概要について説明いたします。 この規則は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、当町議会における傍聴に関し必要な事項を定めておりますが、時代の経過とともに、最近では一般的に使用されない語句や、制定・改正時の社会情勢を反映した規定が存置されている状況を踏まえ、最近の社会情勢の変化に対応するため、傍聴席に入ることができない者の規定では、お子様連れの方など、より多くの方が傍聴できるようにするための改正や、傍聴人の守るべき事項の規定では、携帯電話端末その他音を発する機器の規制を追加するなど、規則全般を精査するもので、併せて文言の見直し並びに字句の改正を行うものであります。 この規則の施行期日は、公布の日からとするものでございます。 なお、青森県町村議会議長会から同規則の一部改正について通知があり、この例に倣い改正するものです。 何とぞ原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。
	松林議長	以上で、提案理由の説明は終わります。
	松林議長	これで、本日の日程は、全て終了いたしました。 以上で、本日の会議を閉じます。
	松林議長	9日、月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。
	松林議長	本日は、これで散会いたします。大変ご苦勞さんでした。 （閉会時刻 午前10時37分）
	事務局長	修礼を行いますので、ご起立願います。

	(小向正志君)	礼。
--	---------	----

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 8 月 22 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 沢 尾 宏 之

署名議員 小笠原 伸 也